

新たな射撃場のあり方検討委員会設置運営要綱

(設置)

第1条 県立射撃場の整備凍結による影響及び整備の代替方策となる射撃練習・訓練に対する助成等(以下「代替措置」という)の効果について検証を行うとともに、検証を踏まえ、新たな射撃場のあり方を検討するため、新たな射撃場のあり方検討委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員9人以内をもって構成する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 整備凍結に伴う競技力・鳥獣被害への影響
- (2) 代替措置の効果
- (3) 新たな射撃場のあり方
- (4) その他

(会議の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。